成年後見人等の皆様へ

送付先住所変更手続き オンライン一括申請のご案内

明石市から送付する成年被後見人等への通知書等の宛先を、成年後見人等(※)へ変更する複数の手続について、オンライン申請でまとめて届出を行うことができます。
※保佐人、補助人、任意後見人（任意後見監督人選任後）を含む。

1 対象業務

裏面「対象業務一覧」のとおり

2 届出に必要なもの

必須

☐ 届出人(成年後見人等)の身分証明書の写し　※マイナンバーカード、運転免許証、等
☐ 次のうちのいずれか(現在の状況と相違ないもの)
　〇登記事項証明書の写し
　〇審判書謄本・審判確定証明書の写し
　〇代理行為目録の写し(保佐人・補助金・任意後見人の場合)

場合により

届出人が法人の場合	法人登記の「全部事項証明書の写し」全ページ
登記事項証明書に記載された住所以外に送付を希望する場合	送付先の住所が確認できる公的書類 ※弁護士身分証明書、司法書士会会員証等
介護保険の手続き	
各種健(検)診、市営霊園、水路の手続き	対象者(被後見人)の身分証明書の写し

3 届出の方法

明石市ホームページ内の申請フォームにて申請ください。

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/tiikisougousien/koukennin_ikkatsu_shinsei.html

明石市ホームページ　サイト内検索⇒ 後見人　送付先　変更

4 留意事項

1.届出時点で成年被後見人等が該当する手続について、送付先を変更します。その後、該当することとなった手続については、改めて届出をお願いします。
(例１) 成年被後見人等が75歳になった際に、後期高齢者医療に関する通知の送付先が自動的に変更されるわけではありません。
(例２) 送付先変更手続をした後に固定資産や軽自動車を取得等し、新たに市税が課税される場合、それらの通知の送付先が自動的に変更されるわけではありません。
2.補佐・補助・任意後見の場合は、代理行為目録の内容に基づき送付先を変更します。
3.成年後見人等の転居、交代や成年被後見人等の死亡など、届出内容が変更になった場合は、速やかに届出をお願いします。
4.届出日から送付先の変更が完了するまでには、概ね１～２週間程度かかります。そのため、変更前の住所等に通知等を送付する場合がありますのでご了承ください。
5.複数後見の場合は、届出人以外の成年後見人の同意の上、届出をお願いします。

お問合せ先　明石市福祉局福祉政策室　共生社会推進課
078-918-5289　k-suishin@city.akashi.lg.jp

対象業務一覧

内容の詳細は各担当課へお問合せください。※市外局番（078）

項目	通知種別	対象者	担当課
市税	市県民税	・市税納税義務者	市民税課 918-5013
	固定資産税		資産税課 918-5015･5077･5238
	軽自動車税		市民税課 918-5014
国民健康保険	国民健康保険関係	・国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 ・国民健康保険被保険者本人	国民健康保険課 918-5022
後期高齢者医療	資格関係	・75歳以上の被保険者 ・65歳以上で障害認定された方	長寿医療課 後期高齢者保険係 918-5165
	給付関係	・75歳以上の被保険者 ・65歳以上で障害認定された方 ・被保険者の相続人が成年被後見人	
	保険料賦課関係		
	保険料収納関係		
高齢者医療	高齢者医療費助成	・現在受給中の方	長寿医療課 高齢者医療係 918-5026
介護保険	介護保険関係	・第1号被保険者（65歳以上） ・認定申請している第2号被保険者（40～64歳）	高齢者総合支援室 介護保険担当 918-5091
生活保護	生活保護関係	・現在受給中の方	生活福祉課 918-5028
障害者福祉	障害者手帳関係	・既に認定されている方	障害福祉課 918-1344
	障害者医療関係	・現在受給中の方	
	障害者優待乗車券	・現在利用中の方	
	障害福祉サービス	・現在受給中の方	
	障害者手当関係	・現在受給中の方	
高年福祉	老人福祉法の措置関係	・現在措置されている方	高齢者総合支援室 高年福祉担当 （高年福祉係） 918-5288
	在宅福祉サービス関係	・現在サービスを受けている方	
	高齢者通院支援サービス事業	・65歳以上の市民で要介護１以上、在宅介護を受けており、公共交通機関利用が困難な方	高齢者総合支援室 高年福祉担当 （いきいき係） 918-5166
	高齢者福祉サービス推進事業 （敬老優待乗車証）	・70歳以上の市民で他の優待乗車券の交付を受けていない方	
	高齢者福祉サービス推進事業 （はり・灸・マッサージ施術）	・75歳以上で1月1日より引き続き市内在住の方	
各種健（検）診	健（検）診	・各種健（検）診の対象者	保健予防課 918-5668
市営住宅	市営住宅関係	・市営住宅に入居されている方	住宅課 918-5044
市営霊園（石ケ谷墓園）	墓所使用者関係	・墓所使用者	公園･海岸課 918-5265
水道・下水道	水道・下水道の料金関係	・市の水道を使用している方 ・市の下水道を使用している方	営業課（上下水道） 918-5084
下水道	受益者負担金関係	・下水道事業受益者負担金を納付中又は猶予中の方	下水道整備課 934-9624
道路・河川	道路・河川占用関係	・道路敷、河川敷占用者	道路総務課 918-5032
水路	水路占用関係	・水路占用者	農業政策課 918-5017